

## 非常口の構造

第 76 条 非常の際に旅客が脱出することが困難な車両には、容易かつ確実に脱出することができ、かつ、乗務員が開閉状態を容易に確認することができる非常口を設けなければならない。

[解釈基準]

[基本項目]

1. 他の車両又は外部へ脱出する経路が 1 箇所しかない客室には、容易に脱出できる非常口を設けること。ただし、旅客等が使用する個室については、この限りではない。
2. 非常口の構造は、以下のとおりとする。
  - (1) 有効幅は、400mm 以上、有効高さは 1200mm 以上とする。  
\*最低でも大人 1 人がかがんで通り抜けられる寸法。
  - (2) 非常口及びその付近には脱出に支障となる段差、突起物がないこと。
  - (3) 外開き戸又は引き戸（プラグドアを含む。）とすること。
  - (4) 扉は、常時確実に閉扉し、非常時に手で内外より開くことができ、かつ、自重で閉じないこと。この場合、内側からの開放は鍵その他特別な用具を用い  
ないで容易に開放できること。
  - (5) 所在場所及び取り扱い方法が見やすく表示されていること。ない、投光により  
所在位置を表示するときは、投光の色が緑色であること。
  - (6) 扉が開いたときに自動的に点灯する灯火をもうけること。なお、灯火は、車両  
の両側面の上部に設け、他の灯火（非常通報及び非常停止装置が操作された時  
に点灯する灯火を除く。）と容易に識別できること。

[無軌条電車]

3. 基本項目によるほか、以下のとおりとする。ただし、基本項目 1 及び 2（6）は、  
適用しない。
  - ・車両の右側面には非常口を設けること。  
\*無軌条電車では、左側面に旅客乗降口の設置規定があるため、非常口を左側面  
となった。

以 上